相続登記の義務化について

令和５年●月●日

令和６年度４月１日から法改正により日本国内において、相続登記の申請が義務化されます。本措置は、日本国外に居住されている方も対象となりますので、ご留意ください。

○詳細は以下の法務省ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html>

・相続登記の申請は、不動産を管轄する日本国内の法務局に対し、書面（窓口・郵送）やオンラインで行います（在外公館等では申請できません）。

・相続登記の手続案内は、オンライン（予約制）で対象不動産の所在地を管轄する法務局でで行っています。

＜相続登記の義務化について　パンフレット＞

<https://www.moj.go.jp/content/001401141.pdf>

＜法務局手続案内予約サービス＞

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/top/portal_initDisplay.action>